

41. (Gno.93) 日中環境（生態）損害賠償制度研究（環境損害賠償制度研究会）

代表：原田 剛

2023/02/24（承認）2023年度（開始）

【研究の目的】

環境に与える損害の賠償制度について、特に民事実体法の側面から、制度構築（立法化）が進んでいる中国民法典を比較対象として、解釈論、立法論について研究することを目的とする。

【研究活動及び成果】

総括

2023年度は、共同研究の初年度であった。羅麗教授（北京理工大学）から、中国の環境生態損害賠償制度について概要の報告を受け、日本側からは、民法の不法行為制度から環境損害賠償へのアプローチが可能かを模索した。

口頭報告

2023年12月に2回（27日, 29日）、オンラインで、北京理工大学法学院の大学院生に向けて、日本側から「民法709条の変遷と保護法益の拡大——景観利益の法益性」（第1回）、「公益（公共の利益）保護における民法の役割」（第2回）について口頭報告を行った。

成果の公表（予定）

羅麗教授の「中国民法における生態系損害賠償制度創設の説明」については、2024年度中に、『比較法雑誌』への掲載を検討中である。